

# I 教育委員会

## 1 教育長及び委員



教育長 三宅 泰司



教育長職務代理者 上西 芳樹



委員 片山 美香



委員 門原 眞佐子



委員 中島 俊子

役職名	氏名	委員 就任年月日	教育長及び委員現任期
教育長	三宅 泰司	令 4. 9. 2	令 4. 9. 2 ~ 令 7. 9. 1
委員	上西 芳樹	令 3.12.24	令 3.12.24 ~ 令 7.12.23
委員	片山 美香	平30.10. 4	令 4.10. 4 ~ 令 8.10. 3
委員	門原 眞佐子	令 5.10. 8	令 5.10. 8 ~ 令 9.10. 7
委員	中島 俊子	令 6. 9. 1	令 6. 9. 1 ~ 令10. 8.31

## 2 教育委員会会議

(令和6年1月~令和6年12月 回数15回)

事 件	議案件数	事 件	議案件数
規則等の制定・改正	8	審議会等委員の委嘱・任命	7
人事関係	8	その他	17
予算関係	13	合計	53

### 3 令和6年度総合教育会議

開催回（日）	協議事項
第1回 令和6年8月27日	・学力の向上に向けた取組について
第2回 令和6年11月19日	・端末の「活用率向上」から「効果的な活用」に向けて ・不登校児童生徒の支援のための取組について
第3回 令和7年2月4日	・第2期教育大綱における指標の達成状況と今後の取組について ・SNSの普及に伴う弊害について

### 4 岡山市教育大綱

岡山市では、令和3年3月、「第2期岡山市教育大綱」を策定しました。

「大綱」は、教育の振興に関する施策の目標や根本となる方針であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で、総合教育会議において市長と教育長、教育委員とが協議し、市長が策定することが定められています。

この大綱では、めざす子どもの姿を、「自らの個性を磨き、選択と挑戦を繰り返すことができる子ども」とし、めざす子どもの姿に必要な力として、「活用力」「表現力」「向上心」「社会性」「人権尊重の精神」の5つを掲げました。そして、5つの力の基礎としての2つの目標、「全国平均レベル以上の学力」「新規不登校児童生徒の減少」を設定し、教育委員会と市が一体となって、目標の達成を目指します。

©Web ページ <https://www.city.okayama.jp/shisei/0000015191.html>

5 教育長及び委員の任期, 岡山市教育委員会沿革

教育長

氏名	任期
堀野 猛	昭27.12.1～昭31.3.31
国末 保一	昭31.9.1～昭41.9.30
難波 輝夫	昭41.10.1～昭47.8.31
橋本 進	昭47.9.1～昭55.8.31
水谷 靖	昭55.9.1～昭58.9.5
奥山 桂	昭58.10.1～平7.3.31
戸村 彰孝	平7.4.3～平12.8.31
玉光 源爾	平12.9.1～平17.3.31
山根 文男	平17.4.1～平20.8.31
山脇 健	平20.9.1～平28.8.31
菅野 和良	平28.9.2～令4.9.1
三宅 泰司	令4.9.2～

委員

氏名	任期(委員長の任期)
小川 潔	昭27.11.1～昭31.8.31(昭29.6.15～昭30.6.14)
西村 伊勢松	昭27.11.1～昭31.8.31(昭30.6.15～昭31.8.31)
塩田 寿代	昭27.11.1～昭31.8.31
目下 辰太	昭27.11.1～昭31.8.31(昭27.11.1～昭28.10.29)
三宅 幸夫	昭27.11.1～昭29.5.29(昭28.10.30～昭29.5.29)
三宅 辰三郎	昭29.5.30～昭30.4.29
萩原 香	昭30.5.31～昭31.8.31
秋山 武夫	昭31.9.1～昭35.5.4(昭31.9.1～昭35.5.4)
山崎 正隆	昭31.9.1～昭34.8.31
柴山 茂子	昭31.9.1～昭33.8.31
松原 光信	昭31.9.1～昭32.8.31
須賀 広太	昭32.9.9～昭36.9.8
山内 尚子	昭33.9.13～昭41.10.3
河原 太郎	昭34.9.29～昭38.9.28
服部 克己	昭35.6.17～昭41.12.21(昭35.6.18～昭41.12.21)
稲田 洋一	昭36.9.12～昭40.9.11
佐藤 弘	昭38.10.4～昭46.10.3(昭41.12.26～昭46.10.3)
西下 賢治	昭40.9.21～昭44.9.20
山本 尚子	昭41.10.4～昭45.10.3
大和 人士	昭41.12.26～昭47.8.31(昭46.10.22～昭47.8.31)
中島 保	昭44.9.29～昭48.9.28
松本 満寿子	昭45.10.4～昭53.10.3
木原 佑一	昭46.10.8～昭50.10.7
佐藤 次文	昭47.9.1～昭55.8.31(昭47.9.1～昭55.8.31)
甲元 恒也	昭48.12.22～昭57.12.22(昭55.9.1～昭57.12.22)
中島 博	昭50.10.8～昭54.10.7
喜多嶋 美枝子	昭53.10.4～平2.10.3(昭63.12.26～平元.12.25)
小林 稔	昭54.10.8～昭58.10.7(昭58.1.6～昭58.10.7)
江草 安彦	昭55.9.1～昭58.8.21
横田 勉	昭57.12.25～平元.12.23(昭58.10.11～昭61.12.25)
赤枝 郁郎	昭58.8.22～平4.8.31(昭61.12.26～昭62.12.25)(平元.12.26～平2.12.25)
辻 吉之祐	昭58.10.8～平3.10.7(昭62.12.26～昭63.12.25)(平2.12.26～平3.10.7)
平松 捷	平元.12.24～平9.12.23(平3.10.8～平4.10.7)(平7.10.8～平8.10.7)

高田 武子	平2.10.4～平10.10.3(平4.10.8～平5.10.7)(平8.10.8～平9.10.7)
藤原 静雄	平3.10.8～平11.10.7(平5.10.8～平6.10.7)(平9.10.8～平10.10.7)
片岡 和男	平4.9.1～平12.8.31(平6.10.8～平7.10.7)(平10.10.8～平11.10.7)
西田 秀史	平9.12.24～平13.12.23(平11.10.8～平13.10.7)
平田 嬉世子	平10.10.4～平14.10.3(平13.10.8～平14.10.3)
森 靖喜	平11.10.8～平15.10.7(平14.10.4～平15.10.3)
田邊 研二	平12.9.1～平16.8.31(平15.10.4～平16.8.31)
奥田 哲也	平13.12.24～平17.12.23(平16.9.1～平17.8.31)
内田 通子	平14.10.4～平18.10.3(平17.9.1～平18.8.31)
井上 眞澄	平15.10.8～平19.10.7(平18.9.1～平19.8.31)
塚本 千秋	平16.9.1～平20.8.31(平19.9.1～平20.8.31)
佐々木 浩史	平17.12.24～平21.12.23(平20.9.1～平21.8.31)
岡崎 優子	平18.10.4～平22.10.3(平21.9.1～平22.8.31)
福武 れい子	平19.10.8～平21.3.31
柳原 正文	平20.9.1～平24.8.31(平23.9.1～平24.8.31)
片岡 雅子	平21.4.1～平23.10.7(平22.9.1～平23.8.31)
渡辺 勝志	平21.12.24～平25.12.23(平24.9.1～平25.8.31)
塩田 澄子	平22.10.4～平30.10.3(平25.9.1～平26.8.31)
藤原(曾田) 佳代子	平23.10.8～令元.10.7(平26.9.1～平27.8.31)
東條 光彦	平24.9.1～平28.8.31(平27.9.1～平28.8.31)
奥津 晋	平25.12.24～平29.12.23
石井 希典	平28.9.1～令6.8.31
妹尾 直人	平29.12.24～令3.12.23
片山 美香	平30.10.4～
河内 智美	令元.10.8～令5.10.7
上西 芳樹	令3.12.24～
門原 眞佐子	令5.10.8～
中島 俊子	令6.9.1～

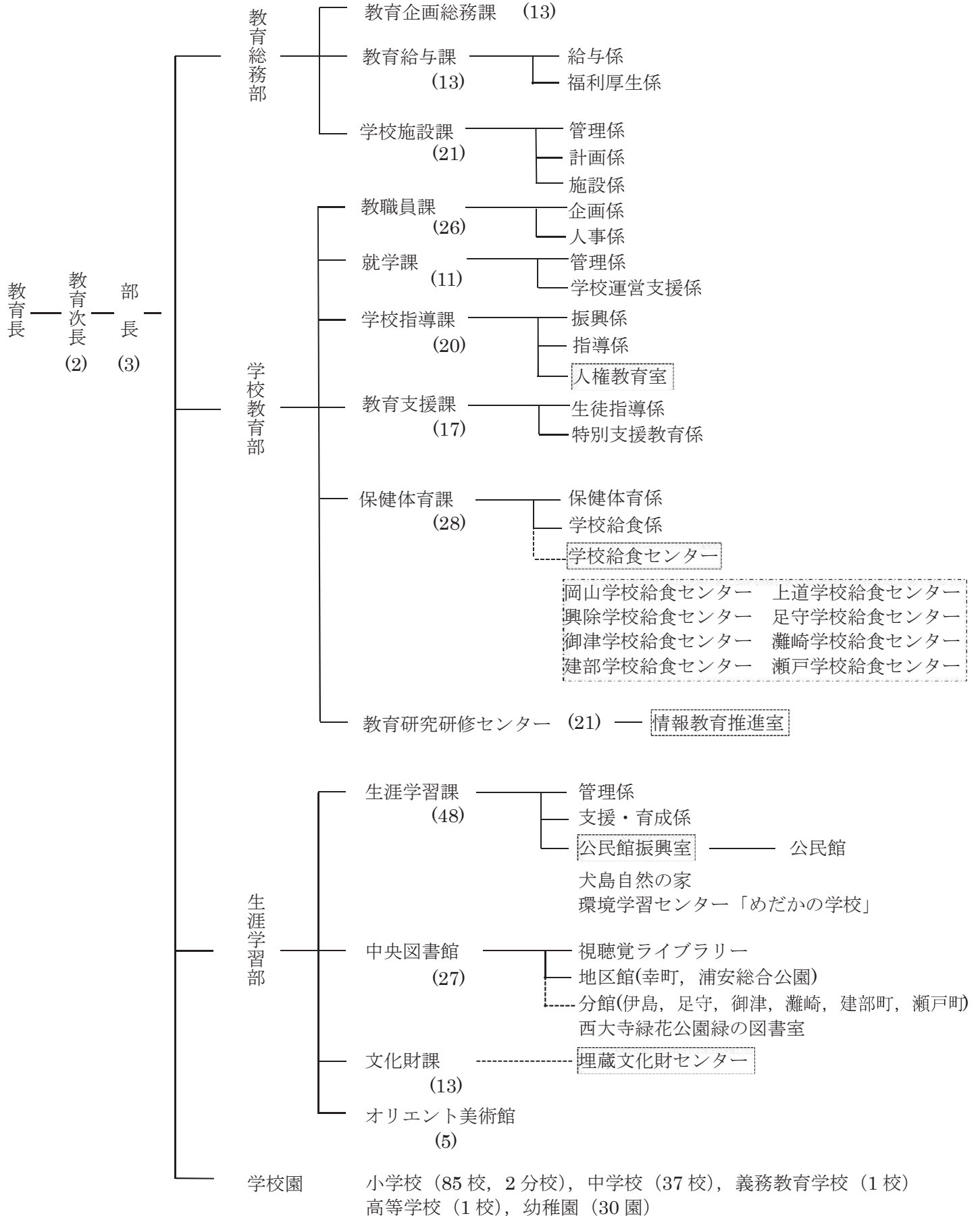
## 教育委員会沿革

昭27.10.5	教育委員会委員の選挙が実施される。
昭27.11.1	岡山市教育委員会が成立する。
昭29.7.23	事務局庁舎を旧市警本部あとの庁舎(大供191の1)に移転。
昭29.8.14	事務局機構一部改革, 教育長室, 庶務課施設係を新設, 学校調査係廃止, 指導室を指導課に変更。
昭31.4.1	事務局機構一部改革, 教育長室を廃止。
昭31.5.1	事務局機構一部改革, 学務課を学校教育課に, 指導課を学校教育指導係に変更。
昭31.9.1	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく教育委員を任命。
昭37.4.1	事務局機構一部改革, 社会教育課体育係廃止, 保健体育課新設。
昭38.4.1	事務局機構一部改革, 庶務課施設係廃止, 施設課新設。
昭44.7.15	事務局機構一部改革, 学校教育課を廃止し, 学事課を新設。学校教育課指導係を廃止し, 指導課を新設。
昭46.5.1	事務局機構一部改革, 社会教育課文化係を廃止, 文化課新設。
昭49.4.1	事務局機構一部改革, 民主教育指導室を新設。
昭51.4.1	事務局機構一部改革, 民主教育指導室を民主教育指導課に変更。
昭53.4.1	事務局機構一部改革, 保健体育課を廃止し, 学校保健課, 市民体育課を新設。
昭58.4.13	事務局機構一部改革, 民主教育指導課を同和教育指導課に変更。
昭58.6.1	事務局機構一部改革, 部・室制を新設。管理部(総務課, 財務課, 施設課), 学校教育部(学事課, 指導課, 学校保健課), 社会教育部(社会教育課, 文化課, 市民体育課), 同和教育指導室, 西大寺分室。
平8.4.1	事務局機構一部改革, 学校保健課を廃止し, 保健体育課を新設。市民体育課を廃止し, スポーツ振興課を新設。
平9.4.1	事務局機構一部改革, 財務課を廃止し, 総務課内に財務室を新設。

- 平10. 4. 1 事務局機構一部改革, 学校教育部に学校再編推進室を新設。学事課内に中高一貫校開設準備室を新設。社会教育部を生涯学習部に, 社会教育課を生涯学習課に名称変更。スポーツ振興課内に国体準備室を新設。西大寺分室を廃止。
- 平11. 4. 1 事務局機構一部改革, 中高一貫校開設準備室及び国体準備室(市長事務部局へ)を廃止。
- 平12. 4. 1 岡山後楽館中学校・高等学校(中高一貫校)を開校。事務局機構一部改革, 文化課を廃止し文化財課を新設, 文化財課内に岡山市埋蔵文化財センターを新設。学校再編推進室を廃止し, 新しい教育推進課を新設。
- 平13. 4. 1 事務局機構一部改革, 総務課内財務室を廃止。生涯学習課内に岡山市青少年育成センターを新設。
- 平14. 4. 1 事務局機構一部改革, 同和教育指導室を廃止し, 人権同和教育室を新設。
- 平16. 4. 1 事務局機構一部改革, 総務課, 新しい教育推進課を廃止し, 教育企画総務課, 人事財務課を新設。また, 指導課の課内室として, 教育支援室を設置。保健体育課に学校給食センターを配置。
- 平17. 3.23 事務局機構一部改革, 教育企画総務課の課内室として, 御津分室, 灘崎分室を設置。
- 平18. 4. 1 事務局機構一部改革, 管理部, 学校教育部, 生涯学習部を廃止。指導課内教育センターを課相当の総合教育センターとし, センター内に教育研究・研修室, 教育相談室を新設。
- 平19. 1.22 事務局機構一部改革, 教育企画総務課の課内室として, 建部分室, 瀬戸分室を設置。生涯学習課に環境学習センター「めだかの学校」を配置。スポーツ振興課に建部町B&G海洋センター, 瀬戸町総合運動公園を配置。
- 平19. 4. 1 事務局機構一部改革, スポーツ振興課(市長事務部局へ)を廃止。岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例(愛称岡山っ子育成条例岡山市条例第147号)を制定, 施行。
- 平20. 4. 1 事務局機構一部改革, 青年の家を廃止。犬島自然の家を生涯学習課に配置。
- 平21. 4. 1 事務局機構一部改革, 就学課新設。人権同和教育室を廃止し, 指導課内に人権教育室を新設。施設課を学校施設課に改称。
- 平22. 4. 1 事務局機構一部改革, 教育企画総務課内御津分室, 灘崎分室を廃止し, 総合教育センターの教育相談室を指導課内に移管するとともに, 教育研究・研修室を廃止。
- 平23. 4. 1 事務局機構一部改革, 総合教育センターを教育研究研修センターと改称。
- 平24. 4. 1 事務局機構一部改革, 教育企画総務課内建部分室, 瀬戸分室を廃止。
- 平25. 1.22 岡山市教育振興基本計画を策定。
- 平25. 3.31 事務局機構一部改革, 岡山市青少年育成センターを廃止。
- 平25. 4. 1 事務局機構一部改革, 就学課の課内室として, 学校環境調整室を設置。
- 平26. 4. 1 事務局機構一部改革, 学校施設課の施設係を施設第1係と施設第2係に分割する。
- 平27. 4. 1 岡山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(岡山市条例第8号)を制定, 施行。スポーツ及び文化に関する事務の管理及び執行を市長事務部局へ移管する。
- 平28. 4. 1 事務局機構一部改革, 学校施設課の施設第1係を建築第1係に, 施設第2係を建築第2係に改称。設備係を新設。
- 平29. 3.21 第2期岡山市教育振興基本計画を策定。
- 平29. 4. 1 県から市へ県費負担教職員の税源が移譲される。事務局機構一部改正, 人事財務課及び学事課廃止, 教職員課及び教育給与課新設。
- 平30. 4. 1 事務局機構一部改革, 部長制の導入。学校施設課の施設第1係と施設第2係を施設係に統合。中央公民館廃止。生涯学習課内に公民館振興室新設。
- 令 3. 4. 1 事務局機構一部改革, 就学課内学校環境調整室を廃止。教育研究研修センター課内室として, 情報教育推進室を設置。
- 令 4. 3.15 第3期岡山市教育振興基本計画を策定。
- 令 5. 4. 1 事務局機構一部改革。(学校施設課の建築係と設備係を廃止し, 施設係を新設。就学課に管理係と学校運営支援係を新設。指導課を学校指導課に改称し, 教育支援室を教育支援課として再編。)
- 令 6. 4. 1 事務局機構一部改革。(教育企画総務課にDX推進班を新設。)

6 教育委員会事務局・教育機関の機構と職員数及び事務分掌

R7.4.1現在職員数:268人  
(特別職・再任用・任期付短時間勤務・  
会計年度任用職員は除く)



## 事務分掌

教育企画総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育行政の総合企画並びに重要施策の企画及び調整に関すること。</li> <li>(2) 教育制度の調査研究に関すること。</li> <li>(3) 教育資料の収集及び作成に関すること。</li> <li>(4) 教育統計に関すること。</li> <li>(5) 進行管理の総括に関すること。</li> <li>(6) 教育委員及び教育委員会の会議に関すること。</li> <li>(7) 各種協議会等に関すること。</li> <li>(8) 局に係る政策法務の局内調整及び総務法制企画課との連絡調整に関すること。</li> <li>(9) 局内及び教育機関(幼稚園を除く。)との連絡調整等に関すること。</li> <li>(10) 広報広聴及び相談の総括に関すること。</li> <li>(11) 組織及び事務分掌に関すること。</li> <li>(12) 公印の管守に関すること。</li> <li>(13) 陳情等処理に関すること。</li> <li>(14) 文書の受発及び管理保守に関すること。</li> <li>(15) 事務局その他教育機関(幼稚園を除く。)に係る危機管理に関すること。</li> <li>(16) 事務局及び学校以外の教育機関の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事事項及び研修に関すること。</li> <li>(17) 学校以外の教育機関の職員の勤務時間その他勤務条件に関すること。</li> <li>(18) 事務局及び学校以外の教育機関の職員の職員団体及び職員の労働組合に関すること。</li> <li>(19) 事務局及び学校以外の教育機関の職員のその他労務管理に関すること。</li> <li>(20) 予算編成事務及び執行の調整並びに決算に関すること。</li> <li>(21) DX推進の統括に関すること。</li> <li>(22) 他課の主管に属しないこと。</li> </ol>
教育給与課 給与係	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の教職員の給与の基準に関すること。</li> <li>(2) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の給与の支給に関すること。</li> <li>(3) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員のその他給与に関すること。</li> <li>(4) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の児童手当に関すること。</li> <li>(5) 教育委員会委員の報酬及び費用弁償支給に関すること。</li> <li>(6) 学校の教職員の旅費支給に関すること。</li> <li>(7) 教職員給与等管理システムに関すること。</li> <li>(8) 指導主事等の給与の履歴に関すること。</li> </ol>

	<p>(9) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の給与及び旅費の適正支給の研修指導に関する事。</p> <p>(10) 学校の教職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。</p> <p>(11) 学校の教職員の職員団体及び職員の労働組合に関する事。</p> <p>(12) 学校の教職員のその他労務管理に関する事。</p> <p>(13) 課内他係の主管に属しない事。</p>
福利厚生係	<p>(1) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の福利厚生に関する事。</p> <p>(2) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の被服の貸与に関する事。</p> <p>(3) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の岡山県市町村職員共済組合及び公立学校共済組合に関する事。</p> <p>(4) 岡山県教育職員互助組合に関する事。</p> <p>(5) 学校の教職員の財形貯蓄に関する事。</p> <p>(6) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の健康管理に関する事。</p> <p>(7) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の労働安全衛生に関する事。</p> <p>(8) 事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の教職員の退職手当の支給に関する事。</p> <p>(9) 学校の教職員の働き方改革のとりまとめに関する事。</p>
学校施設課	
管理係	<p>(1) 学校の用地、建築設備等の維持管理に関する事。</p> <p>(2) 学校の用地及び建物等に係る取得及び処分に関する事。</p> <p>(3) 工事、委託等の契約及び経理事務に関する事。</p> <p>(4) 学校の用地造成に係る測量、調査設計及び起債に関する事。</p> <p>(5) 学校の土木工事に係る設計及び工事監理に関する事。</p> <p>(6) 学校その他の教育機関（幼稚園を除く。以下同じ。）の建築物等の災害共済に関する事。</p>
計画係	<p>(1) 学校の建築及び保全計画に関する事。</p> <p>(2) 修繕料等の経理事務に関する事。</p> <p>(3) 学校の建築に伴う起債及び国庫補助に関する事。</p> <p>(4) 学校の施設台帳に関する事。</p> <p>(5) 課内他係の主管に属しない事務に関する事。</p>
施設係	<p>(1) 学校の建築物・建築設備及び工作物の小規模工事・修繕の設計及び工事監理に関する事。</p> <p>(2) 学校の建築物・建築設備及び工作物の直営修繕に関する事。</p> <p>(3) 学校の建築物・建築設備の長寿命化、バリアフリー化等に関する事。</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 学校の建築基準法第12条に基づく建築物の点検に関する事。</li> <li>(5) 学校以外の教育機関の建築物・建築設備及び工作物の小規模工事・修繕の検査に関する事。</li> </ul>
教職員課	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画係 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の教職員の定数に関する事。</li> <li>(2) 学校の教職員の試験及び選考に関する事。</li> <li>(3) 学校の教職員の人事評価に関する事。</li> <li>(4) 学校の教職員の初任給、昇給及び退職手当の決定に関する事。</li> <li>(5) 学校の教職員の給与簿の管理に関する事。</li> <li>(6) 学校の組織編制に関する事（就学に関する事を除く。）。</li> <li>(7) 校長会との連絡調整に関する事。</li> <li>(8) 岡山後楽館中・高等学校の入学者選抜に関する事。</li> <li>(9) 課内他係の主管に属しない事務に関する事。</li> </ul> </li> <li>人事係 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の教職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事事項に関する事。</li> <li>(2) 学校の教職員の表彰及び叙勲候補者の選考に関する事。</li> <li>(3) 教員免許及び教育実習に関する事。</li> <li>(4) その他教職員の業務管理に関する事。</li> </ul> </li> </ul>
就学課	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理係 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童及び生徒の入学、転学、退学その他就学に関する事。</li> <li>(2) 学齢簿の編制に関する事。</li> <li>(3) 就学奨励及び就学義務の猶予、免除等に関する事。</li> <li>(4) 就学援助に関する事。</li> <li>(5) 特別支援教育就学奨励費に関する事。</li> <li>(6) 高等学校授業料の調定及び収入に関する事。</li> <li>(7) 学校(幼稚園を除く。)の臨時休業判断基準に関する事。</li> <li>(8) 学校環境適正化に関する事(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(9) 学校の設置及び廃止に関する事。</li> <li>(10) 通学区域の設定又は変更に関する事。</li> <li>(11) 中学校及び義務教育学校(後期課程)の通学区域弾力化制度に関する事。</li> <li>(12) 学校施設及び廃校施設の防犯(学校事故報告、防犯カメラの設置)・防災(防火管理者・消防計画)に関する事。</li> <li>(13) 学校施設の目的外の使用及び廃校施設の使用、管理に関する事。</li> <li>(14) スクールバス等の運行に関する事。</li> <li>(15) 遠距離通学補助金に関する事。</li> <li>(16) 外国人学校補助金に関する事。</li> <li>(17) 夜間中学の運営に関する事。</li> <li>(18) 課内他係の主管に属しない事務に関する事。</li> </ul> </li> </ul>

学校運営支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の予算配当・執行及び歳入に関すること。</li> <li>(2) 学校の寄付に関すること。</li> <li>(3) 学校の備品管理に関すること。</li> <li>(4) 学校の不用品の処分に関すること。</li> <li>(5) 学校事務のDX推進に関すること。</li> </ul>
学校指導課 振興係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教育の振興に係る施策の企画及び調整に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(2) 教科用図書は無償給与に関すること。</li> <li>(3) 教材及び教具の整備に係る企画及び調整に関すること。</li> <li>(4) 課内他係室の主管に属しない事務に関すること。</li> </ul>
指導係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校経営の指導及び助言に関すること。</li> <li>(2) 小・中・義務教育学校及び高等学校の教育課程編成及び学習指導に関すること。</li> <li>(3) 特色ある教育の推進に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(4) 教科用図書の採択に関すること。</li> <li>(5) 学力・学習状況に係る調査及び評価に関すること。</li> <li>(6) 教育研究団体の指導育成に関すること。</li> <li>(7) 進路指導に関すること。</li> <li>(8) 学校部活動(文化部)の地域展開に関すること。</li> </ul>
人権教育室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 人権教育の企画, 指導及び調整に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(2) 人権教育に係る教職員及び保護者等の研修に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(3) 人権教育に係る文化・交流活動に関すること。</li> <li>(4) 関係諸団体との連絡調整に関すること。</li> <li>(5) 日本語教育に関するもの。</li> </ul>
教育支援課 生徒指導係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生徒指導に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(2) 児童及び生徒の安全確保に関すること。</li> <li>(3) 教育相談に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(4) 児童及び生徒の学校への適応指導に関すること。</li> <li>(5) 岡山市教育相談室及び岡山市児童生徒支援教室の管理に関すること。</li> <li>(6) その他教育支援体制に関すること。</li> <li>(7) 課内他係の主管に属しない事務に関すること。</li> </ul>
特別支援教育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特別支援教育に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(2) 就学指導に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</li> </ul>

<p>保健体育課</p> <p>保健体育係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の保健についての管理及び指導に関すること。</li> <li>(2) 学校環境の保全に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(3) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱その他人事事項に関すること。</li> <li>(4) 児童生徒の健康診断に関すること。</li> <li>(5) 就学時の健康診断に関すること。</li> <li>(6) 日本スポーツ振興センターに関すること(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(7) 学校保健会に関すること。</li> <li>(8) 岡山市学童校外事故共済制度に関すること。</li> <li>(9) 学校保健・学校体育の指導及び助言に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(10) 児童生徒の薬物乱用防止教育・性に関する指導(エイズ教育等)に関すること。</li> <li>(11) 学校保健・学校体育に関しての教職員の研修に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(12) 児童生徒の体育、スポーツ活動の推進に関すること。</li> <li>(13) 学校部活動(運動部)の地域展開に関すること。</li> <li>(14) 学校保健・学校体育の調査・統計及び資料提供に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(15) 学校体育団体の指導及び助言に関すること。</li> <li>(16) 学校体育施設整備の国庫補助事務に関すること。</li> <li>(17) 課内他係の主管に属しない事務に関すること。</li> </ol>
<p>学校給食係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校給食の管理運営に関すること。</li> <li>(2) 学校給食に係る調査・統計に関すること。</li> <li>(3) 学校給食の実施と食に関する指導に関すること。</li> <li>(4) 学校給食に関しての教職員の研修に関すること。</li> <li>(5) 学校給食の施設、設備の保全及び学校給食施設整備の国庫補助事務に関すること。</li> <li>(6) 学校給食会に関すること。</li> <li>(7) 学校給食費の管理運営に関すること。</li> </ol>
<p>教育研究研修センター</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育に関する調査研究に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</li> <li>(2) 教育関係職員(幼稚園を除く。)の研修に関すること。</li> <li>(3) 教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。</li> <li>(4) 情報機器等の整備及び情報教育に関すること。</li> <li>(5) その他教育の振興を図るために必要な業務に関すること(幼稚園に係るものを除く。)</li> </ol>

生涯学習課 管理係	(1) 生涯学習・社会教育施策の企画及び調整に関する事。 (2) 生涯学習・社会教育施設の整備方針及び計画に関する事。 (3) 生涯学習・社会教育に係る広報及び情報発信に関する事。 (4) 所管施設の管理運営に関する事。 (5) 博物館の登録に関する事。 (6) 課内他係の主管に属しない事務に関する事。
支援・育成係	(1) 家庭、学校、地域の連携推進施策に関する事。 (2) 社会教育関係団体等の支援・育成に関する事。 (3) 社会教育関連機関との連携に関する事。 (4) 社会教育委員に関する事。 (5) 文化活動における学校施設開放に関する事。
公民館振興室	(1) 公民館の支援及び総合調整に関する事。 (2) 公民館の振興に係る施策及び事業の企画・調整に関する事。 (3) 公民館の指導及び助言に関する事。 (4) 公民館の予算、決算及び経理事務に関する事。 (5) 公民館の施設及び設備等の整備・維持管理に関する事。 (6) 公民館の広報及び情報発信に関する事。 (7) 公民館事業等の調査研究及び情報収集に関する事。 (8) 関係機関、各種団体等との連携に関する事。 (9) 公民館職員の研修に関する事。 (10) 学びを通じた地域づくり、社会づくりに関する事。
中央図書館	(1) 施設設備の維持管理に関する事。 (2) 予算の経理に関する事。 (3) 文書の收受発送及び保存に関する事。 (4) 調査、統計及び記録に関する事。 (5) 広報及び宣伝に関する事。 (6) 地区館、分館、配本所等との事務連絡に関する事。 (7) 館内奉仕に関する事。 (8) 館外奉仕に関する事。 (9) 図書館関係施設及び類縁機関との相互協力に関する事。 (10) 文化活動に関する事。 (11) 利用者の秩序維持に関する事。 (12) 利用の調査及び統計に関する事。 (13) 資料の収集、整理、保存及び廃棄に関する事。 (14) 寄贈資料の受入れ及び処理に関する事。

	<p>(15) 資料の製本及び修理に関すること。</p> <p>(16) 西大寺緑花公園緑の図書室に関すること。</p> <p>(17) その他、地区館分館の所管に属しない事務に関すること。</p>
文化財課	<p>(1) 文化財保護施策に関すること。</p> <p>(2) 文化財の指定及び解除の事務に関すること。</p> <p>(3) 文化財の保護管理、調査研究及び活用普及に関すること。</p> <p>(4) 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(5) 文化財の保護保存団体に関すること。</p> <p>(6) 文化財保護法の事務手続に関すること。</p> <p>(7) 埋蔵文化財の保護、保存及び調査に関すること。</p>
オリエント 美術館	<p>(1) 美術品、考古資料及びその他の資料(以下「美術館資料」という。)の収集、保存及び貸出しに関すること。</p> <p>(2) 美術館資料の展示に関すること。</p> <p>(3) 美術館資料についての調査、研究に関すること。</p> <p>(4) 美術館資料についての講演会、講習会等の開催に関すること。</p> <p>(5) 関係機関との連絡、協力及び広報宣伝並びに普及に関すること。</p> <p>(6) その他専門的事項に関すること。</p> <p>(7) 入館料その他の収入事務等美術館の経理に関すること。</p> <p>(8) 館の施設・設備の維持管理に関すること。</p>